## 1 記載の順序

申告書用紙(連結中間申告書及び連結確定申告書においてのみ使用されるものを除きます。)の左上部の①から⑥までの表示は次のことを意味しています。

- ①……別表四の「仮計 22」の記載を了する前に記載する表で、その結果を別表四の「加算」又は「減算」の各欄へ移記するものを示します。
- ②……別表四の「仮計 22」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「23」又は「24」の各欄へ移記するものを示します。
- ③……別表四の「仮計 25」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「26」から「33」までの各欄へ移記するものを示します。
- ④……別表四の「合計 34」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「35」又は「36」の各欄へ移記するものを示します。
- ⑤……別表四の「差引計 39」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「40」へ移記するものを示します。
- ⑥……別表四の「総計 41」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「42」から「45」までの各欄へ移記するものを示します。

なお、同じ①と表示されたものの間では特に順序はありませんが、減価償却資産について圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮限度超過額は償却費として損金経理をしたものとして取り扱われますので、別表十三(一)~別表十三(十)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。

## 2 申告に当たっての留意事項

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係がある場合には、 完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください(法規35四)。

(2) 組織再編成に係る主要な事項の明細書等の提出

合併、分割、現物出資又は現物分配(以下「組織再編成」といいます。)に係る合併契約書、分割契約書(計画書)その他これらに類するものの写しを添付してください(法規35五)。

また、組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人又は合併法人、 分割承継法人、被現物出資法人若しくは適格現物分配に係る被現物分配法人に該当する場合には、確 定申告書に組織再編成に係る主要な事項の明細書を添付してください(法規35六)。

- (注) 組織再編成を行っていない場合には、添付は不要です。
- (3) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する 法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成 19 年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従前どおりとされています(平成 19 年改正法附則 34①、平成 19 年改正令附則 8)。

(新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 109 号) 第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項(新法の適用等)の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託をいいます。)